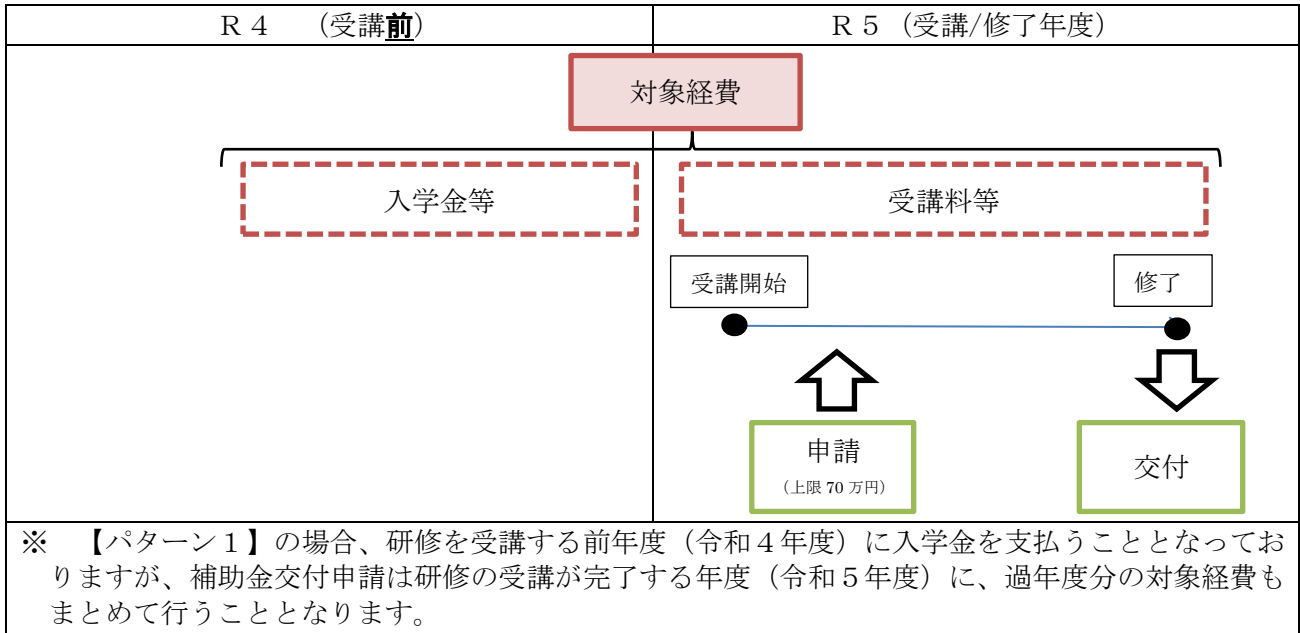


## 認定看護師等育成支援事業の事業計画提出に係る留意事項

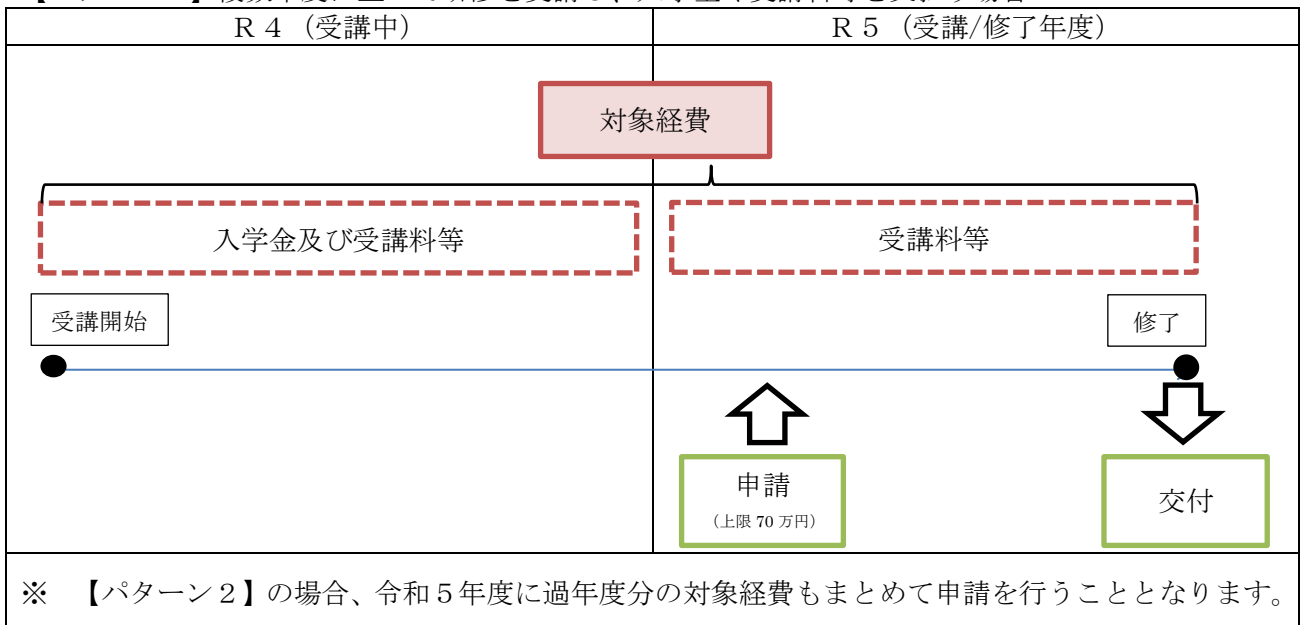
### 1 認定看護師教育課程及び特定行為研修受講課程

- 研修に係る経費の支出が複数年度に亘るものについては、当該研修が修了する年度に補助金交付申請をしていただくこととなります。
- ※ 補助上限額は、受講者1名に対し70万円です。
- ※ 研修に係る経費の支出が複数年度に亘る場合の補助金交付申請スケジュールは、下図のとおり取り扱います。

【パターン1】研修を受講する年度の前年度に入学金を支払う場合



【パターン2】複数年度に亘って研修を受講し、入学金や受講料等を支払う場合



## 2 専門看護師教育課程

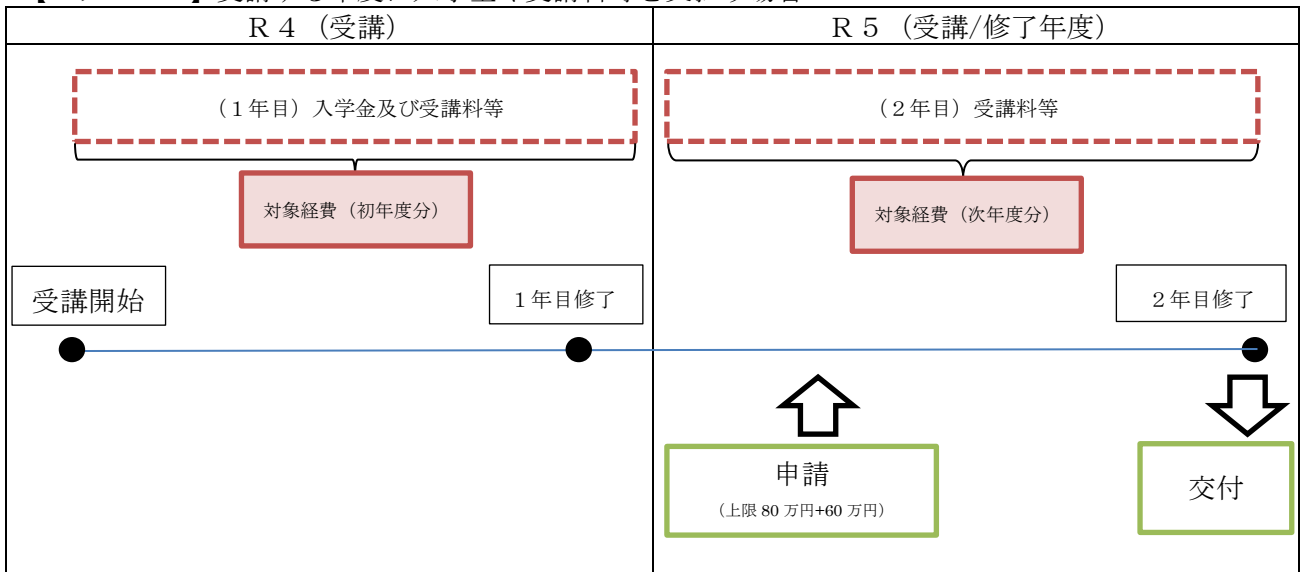
○ 専門看護師教育課程も、当該研修が修了する年度に過年度分を含めて補助金交付申請をしていただくこととなります。

※ 補助上限額は受講者1名に対し、入学初年度80万円、入学次年度60万円です。

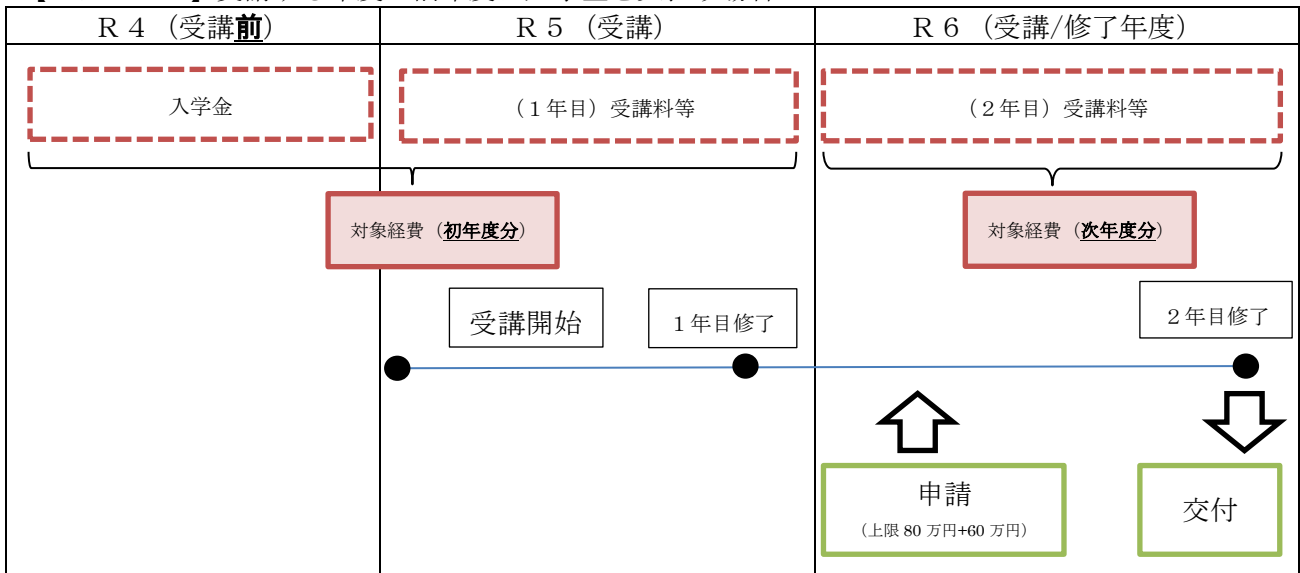
- 〔 ・ 入学初年度……受講1年目に係る経費(入学金、受講料等)
- 〔 ・ // 次年度……受講2年目に係る経費(受講料等)

※ 補助対象の期間の上限は2年度までとしています。受講年度の前年度に入学金等を支払う場合には、【パターン2】のとおり取り扱います。

### 【パターン1】受講する年度に入学金や受講料等を支払う場合



### 【パターン2】受講する年度の前年度に入学金を支払う場合



※ 入学金等を支払わなければならない受講前の年度(令和4年度)と、初めて受講する年度(令和5年度)を**入学初年度**として取り扱い、受講が修了する年度(令和6年度)を**入学次年度**として取り扱います。

【パターン3】受講期間が3年度以上に渡る場合

